原案

石狩市政治倫理条例の一部改正についての概要について

総務部総務課

（平成３０年７月）

1　改正の内容

石狩市政治倫理条例第 14 条において、地方自治法では規定していない「下請け」をする者及び「配偶者」について、市長、副市長、議員になることができるよう改正するもの。

（市の公共事業の契約等に関する遵守事項）
第 14 条　市長等及び議員は、市に対し請負（下請けを含む。）又は一般物品の納入をする者（法人にあっては、その取締役、監査役、その他これらに準ずる者）になることができない。
２　市長等及び議員の配偶者についても、前項の規定を準用する。

※下線部分が自治法で規定していない部分であり、当該部分を削除するもの。

2　改正の目的

地方自治法で規定する内容と同等とすることにより、これまで本規定により立候補をためらっていた者に、候補者となる機会を拡大するもの。

地方自治法による規定

（関係私企業への就職の制限）
第 92 条の２　普通地方公共団体の**議会の議員**は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査若しくはこれに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。
（請負人等となることの禁止）
第 142 条　**普通地方公共団体の長**は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査若しくはこれに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。
（副知事及び副市町村長の兼職禁止・事務引継）
第 166 条　略
②　第 141 条、第 142 条及び第 159 条の規定は、副知事及び**副市町村長**にこれを準用する。
③　普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。